（二）　推進薬であって、次のいずれかに該当するもの
1～5　［略］
6　（一）、第二条第五十号イからニまで又は前条第十一号テに掲げるものを含む推進薬（1から5までに掲げるものを除く。）
7　［略］
（三）～（五）　［略］
（六）　添加剤であって、次のいずれかに該当するもの
1～16　［略］
17　シアノエチル化ポリアミン（前条第十一号ツに掲げるものを除く。）又はその塩
18　［略］
19　グリシドールを付加したシアノエチル化ポリアミン又はその塩（前条第十一号ソに掲げるものを除く。）
20　［略］
（七）　［略］
ロ～ホ　［略］
十三～十九　［略］
二十　画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であって、次のイからリまでのいずれかに該当するもの（第一世代のイメージ増強管及び第一世代のイメージ増強管を組み込むよう設計したものを除き、ヌに該当するもの以外のものについては、軍用に設計したものに限る。）若しくはこれらの附属品若しくはこれらのために特に設計した部分品（ヌに該当するものを含む。）又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体
イ・ロ　［略］
ハ　カメラ又は写真用機材
ニ～チ　［略］
リ　次のいずれかに該当するものを組み込んだもの
（一）　ヌ（二）に該当するイメージ増強管
（二）　第四十五号ロに該当するフォーカルプレーンアレー
（三）　第四十五号イに該当する固体の光検出器
ヌ　次のいずれかに該当するもの（（二）に該当するもの以外のものについては、軍用に設計したものに限る。）
（一）　［略］
（二）　イメージ増強管であって、次のいずれかに該当するもの
1　次の一から三までのすべてに該当するもの
一　四〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの
二　電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの
(i)　マイクロチャンネルプレートであって、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が一二マイクロメートル以下のもの
(ii)　電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する二の画素の中心間の距離が五〇〇マイクロメートル以下のもの

（二）　推進薬であって、次のいずれかに該当するもの
1～5　［略］
6　（一）、第二条第五十号イからニまで又は前条第十号テに掲げるものを含む推進薬（1から5までに掲げるものを除く。）
7　［略］
（三）～（五）　［略］
（六）　添加剤であって、次のいずれかに該当するもの
1～16　［略］
17　シアノエチル化ポリアミン（前条第十号ツに掲げるものを除く。）又はその塩
18　［略］
19　グリシドールを付加したシアノエチル化ポリアミン又はその塩（前条第十号ソに掲げるものを除く。）
20　［略］
（七）　［略］
ロ～ホ　［略］
十三～十九　［略］
二十　軍用に設計した画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であって、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（リに該当するものを含む。）若しくは附属品（いずれも第一世代のイメージ増強管及び第一世代のイメージ増強管を組み込むよう設計した装置を除く。）
イ・ロ　［略］
ハ　カメラ又は写真用機材（第二条第四十二号に掲げるものを除く。）
ニ～チ　［略］
［新設］
リ　次のいずれかに該当するもの（軍用に設計したものに限る。）
（一）　［略］
（二）　イメージ増強管
［新設］